

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
日常生活用具等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民福祉の向上を図るため日常生活用具等（以下「用具等」という。）の貸与等について必要な事項を定めるものとする。

(用具等の種類)

第2条 貸与を行う用具等の種類は、おおむね次のとおりとする。

(1) 日常生活用具等

- | | |
|-----------|----------|
| ①特殊寝台 | ⑦ビデオカメラ |
| ②エアーマット | ⑧ビデオテープ |
| ③ポータブルトイレ | ⑨カセットテープ |
| ④洗髪器 | ⑩綿菓子器 |
| ⑤体位交換器 | ⑪その他 |
| ⑥車椅子 | |

(費用)

第3条 用具等の貸与は、無料とする。

(対象者)

第4条 用具等の貸与を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住している者、又は市内でこれを使用する者とする。

(借入の申込)

第5条 用具等の貸与を受けようとする者は、日常生活用具等借入申込書（第1号様式）及び日常生活用具等借用書（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(貸与の承認)

第6条 会長は、前条の申込みが適当と認めるときは、これを承認のうえ貸与するものとする。

(貸与の期間)

第7条 用具等の貸与期間は3ヶ月以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、期間を指定して延長することができるものとする。

(管理義務)

第8条 用具等の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸与を受けた用具等について善良な管理を行うとともに、承認を受けた利用目的以外に使用してはならない。

2. 用具等に破損を生じたとき又は、滅失したときは直ちに会長に報告するとともに、これを弁償しなければならない。ただし、会長がやむを得ないものと認めるときは、この限りでない。

(用具等の返還)

第9条 借受者は、貸与を受けた用具等を返還するときは、貸与を受けたときの状態に整備のうえ返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(第1号様式)

日常生活用具等借入申込書

平成 年 月 日

三浦市社会福祉協議会々長 殿

住 所	電 話 -
-----	-------

氏 名	Ⓜ 男・女 (才)
-----	------------

申込理由	
------	--

利用者名		生年月日	年 月 日 (才)
------	--	------	------------

利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
------	---------------------

利 用 物 品 の 種 類

1. 簡易浴槽 (器) 2. 洗髪器 (器) 3. 体位交換器 (器)
4. 車椅子 (台) 5. エアマット (枚) 6. ギャヂベッド (台)
7. ポータブルトイレ (器) 8. その他 ()

上記のとおり日常生活用具を借入申込いたします。

担当者意見

源泉徴収税額 円

上記申込みに対し、右のとおり決定したいがよろしいか。

局 長	次 長		担 当

- 1. 裁決区分 貸付ける・貸付けない
- 2. 貸付条件 _____
- 3. 貸付しない理由 _____

(第2号様式)

日常生活用具等借用書			
平成 年 月 日			
三浦市社会福祉協議会々長 殿			
住 所	電 話 -		
氏 名	Ⓜ 男・女 (才)		
理 由			
利用者名		生年月日	年 月 日 (才)
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
利 用 物 品 の 種 類			
1. 簡易浴槽 (器) 2. 洗髪器 (器) 3. 体位交換器 (器)			
4. 車椅子 (台) 5. エアマット (枚) 6. ギャヂベッド (台)			
7. ポータブルトイレ (器) 8. その他 ()			
上記のとおり日常生活用具を借用いたしました。 返済については、遅滞なくお借りした状態でお返しいたします。			

三浦市告示第 十 号

三浦市高齢者テレホンサービス事業実施要綱を次のように定める。

平成元年三月三十日

三浦市長 久野 隆作

三浦市高齢者テレホンサービス事業実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、市内に居住するひとり暮らし老人等に対し、電話を利用して安否確認、生活相談等を行うことへ以下「テレホンサービス」ということについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第二条 テレホンサービスを利用できる者は、市内に居住するおおむね六十五歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯に属する老人で、心身に虚弱性を有し、かつ、原則として市内に扶養親族や連絡先のないもの(以下「対象者」ということとする。ただし、市長が特に利用を認めた場合は、この限りでない。

(テレホンサービスの内容)

第三条 テレホンサービスは、原則として一週間に一回利用者に電話することによって、安否確認、生活上の相談、健康相談等を行うものとする。

(登録申請)

第四条 テレホンサービスを利用しようとする者は、テレホンサービス登録申請書(第一号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第五条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに実態を調査し、その必要性を検討のうえ、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の登録の可否を決定したときは、テレホンサービス登録決定(却下)通知書(第二号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の登録を決定したときは、当該決定事項をテレホンサービス登録簿(第三号様式)に記載し、常にその内容を整理しておくものとする。

(テレホンサービスの取消し)

第六条 市長は、利用者が第二条の規定に該当しなくなつたと認めるとき、又はテレホンサービスの登録を不相当と認めるときは、当該登録を取り消すことができるものとする。